

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十七号

平成二十七年五月二十七日(水曜日)

午後一時三分開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 佐藤ゆかり君

理事 田中 良生君

理事 八木 哲也君

理事 鈴木 義弘君

理事 穴見 陽一君

理事 石川 昭政君

理事 岡下 昌平君

理事 勝保 孝明君

理事 黄川田仁志君

理事 佐々木 紀君

理事 白石 徹君

理事 関 芳弘君

理事 富樫 博之君

理事 細田 健一君

理事 神山 洋介君

理事 篠原 孝君

理事 本村賢太郎君

理事 落合 貴之君

理事 國重 徹君

理事 真島 省三君

鈴木 淳司君

三原 朝彦君

中根 康浩君

富田 茂之君

井上 貴博君

大見 正君

梶山 弘志君

神山 佐市君

今野 智博君

塩谷 立君

助田 重義君

武村 展英君

野中 厚君

宮崎 政久君

近藤 洋介君

田嶋 要君

渡辺 周君

木下 智彦君

藤野 保史君

野間 健君

宮沢 洋一君

山際大志郎君

関 芳弘君

片瀬 裕文君

伊藤 仁君

木原 美武君

堂ノ上武夫君

諸岡 秀行君  
乾 敏一君

委員の異動

五月二十七日

辞任

黄川田仁志君

福田 達夫君

渡辺 周君

補欠選任

今野 智博君

助田 重義君

本村賢太郎君

補欠選任

黄川田仁志君

福田 達夫君

渡辺 周君

同日

辞任

今野 智博君

助田 重義君

本村賢太郎君

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第  
四四号)

○江田委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を  
議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として経済  
産業省産業技術環境局長片瀬裕文君、特許庁長官  
伊藤仁君、特許庁特許技監木原美武君、特許庁総  
務部長堂ノ上武夫君及び特許庁審査業務部長諸岡  
秀行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存  
じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○江田委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。宮崎政久君。

○宮崎(政)委員 自由民主党の宮崎政久です。  
きょうは、特許法の改正につきまして質問の機  
会をいただきましたこと、委員長初め理事各位の  
皆様に御礼を申し上げます。  
さて、今回の特許法の改正、経済産業委員会  
でこういった形で審議がされますが、知財戦略とい  
うのは、この国の行くべき大きな歩みのポラリス  
というんでしようかね、目指すべき方向性だと私  
は実は思っております。それを、経済産業政策と  
いう形でこの委員会が審議をして前に進めていく  
という事は、大変意義深いことだと私は思ってい  
おります。

早速、具体的な中身に入りたいと思います。  
まず最初に、ガイドラインのあり方について質  
問をさせていただきますと思います。  
今回の特許法の改正によりまして、会社の従業  
者等が職務上の発明を行った場合であっても、職  
務発明規程をあらかじめ定めることによつて、こ  
の特許権を会社に最初から、これは原始帰属であ  
りますけれども、原始帰属をさせることができる  
ようになるわけでありまして、

この制度改正にしましては、いろいろな声があ  
る。例えば、発明者に認められていた権利やイ  
ンセンティブの法的な基盤が失われてしまふん  
じゃないか、そのことによつて、中長期的には報  
奨が引き下げられてしまふんじゃないかと、そ  
ういうことを繰り返すことによつて有為な発明人  
材というものが海外に流出してしまつて、我が国  
の国力をそぐことになるんじゃないか、こんな御  
指摘もございまして、

他方、この改正によつて、権利関係の紛争を未  
然に防いで、安定的な職務発明に関する知財の運

営ができるようになる。実際の職務発明の現場、  
企業において、さまざまな製品開発などをしてい  
く前提となる我々の産業の基盤という意味でい  
うと、この安定化のメリツトというのは非常に大き  
いところがございます。

従業員側の側としても、あらかじめしつかり、こ  
れは権利でありますけれども、相当の金銭その他  
の経済的な利益というものを確認することができ  
れば、逆に言えば、発明後のことに煩わしい思い  
を持つことなく、安心して研究活動であつたり企  
業活動、日々の目の前の業務、こういうものに打  
ち込むことができる、こういうメリツトもあるわ  
けであります。

著名な事件としては日亜化学の事件がございま  
す。この裁判の中で、中村博士との間で、例えば  
当初報奨金が二万円だとか、第一審の判決では二  
百億円が相当だとか、高等裁判所で和解する段に  
なつたら今度は六億円だとかというような形で、  
裁判所の認定額も含めて、争われた額、扱われた  
額が大きく変動した、こういう事情もありまし  
た。もちろん、日亜化学さんの方としては、多額  
の給料で処遇をしてきた面を考慮するべきである  
という主張もありましたし、また研究者の側から  
すれば、それは発明の対価というか、今でいえば  
報奨になるわけですが、これは対価ではない  
んじゃないか、こういうような主張がありまし  
た。

つまり、この裁判に象徴されるのは、特許、発  
明に関して、職務発明の分野において労使の間で  
共通の認識を持っていない、持つような制度がな  
いということによつて、これだけの混乱と、事業  
活動においても、また、働いている、発明をされ  
ている研究者の方にとつても、さまざまリスクが  
出てしまふ、顕在化してしまうということであり  
まして、この事例一つとつてみても、きつちりと

○堂ノ上政府参考人 さまざまな統計上のデータに基づきまして施策を検討するということの重要性は、全く御指摘のとおりでございます。特許庁といたしましては、知的財産活動調査という調査を実施して、研究開発の段階から権利の活用段階までの企業の知的財産活動の把握に努めておるところでございます。

一方で、ロイヤリティーにつきましては、民間同士の相対において決定されるというものであることから、事業戦略上の機微な情報を含むことが多いとして、大半の企業はその内容を公表しておりません。特許庁では、平成二十一年度の調査研究におきまして、ロイヤリティーの利率についてはアンケート調査を行いましたけれども、金額については確認できていないというのが事実でございます。

しかしながら、施策立案の上では、特許によって生み出される企業の利益を把握することは大変重要でございますので、ロイヤリティーを含めまして、統計上の数値を客観的に把握しながら、施策の検討を進めるとともに、必要性に応じてその改善に努めてまいりたいと存じます。

○鈴木(義)委員 昨年の経産委員会が私質問したときに、GDPの話とGNIの話で、海外に投資したときに、バブルのころ三兆円ぐらいりターンがあつて、ここ二、三年前ぐらいで約十五兆ぐらい戻ってきているんじゃないかと。それで、なぜ景気がよくなるのかと大臣に質問したと思つています。その大臣の答弁の中で、四兆円ぐらいはリターンで戻ってきているけれども、あとは、現地の国で工場をもう一回建てかえるか、内部留保で残しておくか。ですから、数字上は十五兆も戻ってきているんです。それが全部日本にきているのかと思つたら、四兆円ぐらいしか戻ってきていないわけです。

ですから、知財も同じで、幾ら日本で知財を持って海外にいろいろなパテントを出したとしても、では、どれだけ日本に戻ってきているのか。日本の中でその知財が価値あるものなんだといつ

たときに金額にカウントできないと、どれだけの成果が出たのかというのがわからないということなんです。そのところを、ぜひ最後に、大臣に締めくくりの答弁をいただければ、これで引き下がりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○宮沢国務大臣 ちよつと今手元に答弁がないんですけれども、先ほど藤原委員から御質問を受けてまして、知財の収支についてどうだ、そして、特に企業内の分を除いた部分でどうだ、こういう御質問がありまして、たしか知財の収支が二〇一三年で一兆三千億ちよつと、そして、企業内のものを除いた収支がたしか五千億だか六千億だつたと思ひます。

逆に言いますと、まさに投資して戻ってきた企業内のものというのが、知財でいえば八千億とかいうような数字だろうと思つております。だから、これはもちろん、特許等々だけではなくて、使用料的なものも全部含まれておりますので、全てを含んだ数字ですけれども、そういったような数字は恐らくお示しできるだろうというふうに思つております。

ともかく、知財戦略というのは、これからの日本のイノベーションのために大変大事なことでありますし、一方、まさに世界で稼ぐ企業を育てるために大事なことでありまして、今回の法改正だけではなくて、しっかりと取り組んでいきたいと思つております。

○鈴木(義)委員 終わります。ありがとうございます。

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

まず初めに、幾つか特許庁長官に確認をさせていただきます。

本法案は、第三十五条三項を新設して、この分野では原始使用者帰属を認めるということだと思ふんです。しかし、同条には一項、二項がありまして、依然としてこれについては基本的に変わらない、原始発明者帰属ということだと思ふんで

す。そしてまた、大もとの二十九条、これにつきましては、まさに原始発明者帰属の大原則を規定していると思ふんです。そこで確認ですけれども、今法案によるいわゆる原始使用者帰属というのは、あくまで契約とか規則とか、そういうものがある場合の例外であつて、原則としては原始発明者帰属ということだと思ふんですが、それでよろしいでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。本改正案では、三十五条三項及び五項の要件を満たす職務発明規程であらかじめ取得等をすることとを定めた場合には、特許を受ける権利は権利が発生したときから法人に帰属するということでございます。これに対して、このような職務発明規程等をあらかじめ定めない場合には、特許を受ける権利等は従業者個人に帰属するということでございます。

このように、今回の改正案では、特許を受ける権利を法人に帰属する旨の意思表示を職務発明規程を定めるかどうかで区別して、法人帰属か従業員帰属かを選択できるような形にするというふうな説明をしております。したがつて、原則とか例外といった言い方は使っていないものでございます。

○藤野委員 これは、原則と言われる二十九条がしっかりとあるわけですので、これとの整合性というのはいはり問われてくるというふうに思ふんです。レクの間では、原則としては、そういう契約や規則がある場合、こういう場合のあくまで例外だということが言われておりましたので、そこをやはり、二十九条や三十五条の一項、二項との関係で、しっかりとこれは原則ということを確認する必要がありますと思ふんですが、もう一度答弁をお願いします。

○伊藤政府参考人 特許庁の報告書で、二十五年における年間の特許出願件数は約三十万件でございます。このうち、法人による出願が件数全体の約

九七%ということでございます。その多くが職務発明によるものと考えられます。

さらに、特許庁が実施している、特許の出願をしたことのある企業に対するアンケートによりまして、職務発明に関する取り決めを持つている企業は回答企業の約九割ということでございます。このように、今回、職務発明規程をあらかじめ定める大多数の企業にとつて、初めから法人帰属になるという今回の改正は非常に大きな影響を与えるものだとおぼやかりながら考えているところでございます。

また、職務発明規程を持っていない多くの中小企業がそれぞれ社内の発明を奨励する仕組みをつくるといったようなことが非常に重要だということ、この委員会でも大変御議論ございました。したがつて、こういう職務発明規程の導入を図っていくというのが大きな政策課題だということに考えておりました。そういったような意味でも、法人帰属と従業員帰属を、どちらが原則、どちらが例外といったような言い方は我々としてはちよつと使つていないものでございます。

○藤野委員 この点は、特許法全体の組み立てとの関係で引き続き追及したいと思つております。次に、現行法でいけば法定対価請求権という形になると思ふんですが、今度、相当の対価から相当の利益に変わるといふことで、どういう名前になるのかわかりませんが、いわゆる法定請求権、対価を抜いたとして、法定請求権というのはこの法案によつても依然として残っている、こういう理解でよろしいでしょうか。簡潔にお願いします。

○伊藤政府参考人 三十五条の四項において、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する旨規定してございます。

従業者が、職務発明規程の定めによつて職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させるということを行つたときにはそういう形になるということなので、法律の定めによつて、職務発明について従業者にこういった相当の利益を受

ける権利を与えているということでございます。  
○藤野委員 これは、三項が適用されて、いわゆる原始使用者所属になる場合でも四項はしっかり生きていくということだと思っております。

特許庁にお聞きしたいと思っております。ガイドラインというものが先ほど来話になっておりますけれども、これはお話にあるように手続に関するものだといいことで、要は私の関心としては、相当の利益、いろいろあるんだけれども、金銭換算などした場合に、結局、現行水準を下回らない、これが大事だと思っております。それを下回らないようにする担保、先ほど担保という言葉がありましたけれども、担保というものが今法案にはあるんでしょうか。

〔委員長退席、鈴木(淳)委員長代理着席〕  
○伊藤政府参考人 ガイドラインにおいては、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して従業者との協議を行う、あるいは従業者に対する基準を開示する、あるいは相当の利益の内容の決定について従業者からの意見の聴取を行うといったようなことに関して適正な手続のあり方を定めるものでございまして、いわばそういう手続についてのガイドラインということでございます。

したがって、企業がガイドラインに従って手続を行う場合には、従業者が、基準の策定時だけではなくて、当該基準に基づいて相当の利益の内容が具体的に決定される場合、個別に決定される場合にもその意見を反映するということが可能でありまして、金銭的な水準についても従業者の意見が反映されるという仕組みになっているというふうに理解してございます。

○藤野委員 でも、それはあくまで手続なんです。結局、担保する規定があるかという言葉については、それは担保する規定はないというお答えだと理解しております。担保するものがないということは、結局、相当の利益が合理的か不合理かということについて争いが起き得ることだと思っております。

結局、ガイドラインの手続をしつかり踏みました、全部やりましたという場合でも争いは起きるという場合に、発明者というのは裁判所の判断を求めることができると思っておりますけれども、つまり、ガイドラインというのは、訴訟を抑制するとかあるいは裁判所を拘束するとか、そういうものじゃないんです。

○伊藤政府参考人 ガイドラインの性格でございますけれども、先ほど申し上げました、従業者と使用者との間で手続のあり方を定めるものであります。ガイドラインに規定された手続を通じて企業と従業者双方の意見がそれぞれ反映されるという形になりますので、双方にとって相当の利益に関する納得感が高まるという意味で、相当の利益に関する予測可能性が高まるということだと思っております。

したがって、企業ガイドラインに従って相当の利益を従業者に与える場合に、通常は、紛争が裁判所に持ち込まれる可能性はこれによってかなり低くなると思っております。しかしながら、例えば、企業が、形式的にはガイドラインに従っているように見えても、実質的な協議とかあるいは意見の聴取を全くしていないといったような場合には、特許法三十五条五項で不合理と判断されることになりまして、従業者は与えられるべき相当の利益について裁判所の判断を求めることは可能であるというふうに考えております。

○藤野委員 もう一点、簡潔にお願いしたいんですが、結局、このガイドラインというのは事実上の拘束力しかない、法的な拘束力はないと。当たり前のことでございますけれども、よろしいですか。端的に。

○伊藤政府参考人 私ども、法的な拘束力というのは法律上位置づけられておりませんけれども、裁判所の判断において重視されるものであるというふうに考えております。

と申し上げますのは、十年前の改正においてもこの手続の規定が定められたわけでございますけれども、その後の裁判の判例の中で、手続を重視して、その手続において一定の合理性が認められるという場合には不合理と判断されないというようない見解が述べられておりますので、そういったことを踏まえれば、このガイドラインの制定によりまして、その部分がより強化されるというふうに考えているところでございます。

○藤野委員 事実上の拘束力かどうかだけ、もう一度お願いします。  
○伊藤政府参考人 実質的な効果があるということでございます。法律上、裁判を拘束するような規定にはなっていないということでございます。

〔鈴木(淳)委員長代理退席、委員長着席〕  
○藤野委員 効果という言葉を使い返されるんですけども、その効果というのがくせ者で、ガイドラインに定めればいんだと書いてありますけれども、先ほど紹介された特許小委員会の報告書を見ますと、「政府は、ガイドラインの策定にあたっては、研究活動に対するインセンティブについて民間における創意工夫が発揮されるよう、民間の自主性を尊重するもの」と書いてあるわけですね。要するに、ガイドラインをつくる際には民間の自主性を尊重しろと。

今、この大前提として、やはり、発明者と企業というのには大きな力の圧倒的な差がある。この状態を放置したまま民間の自主性ということにしてしまつたら、これはやはりとんでもない効果が生まれると思っております。

ですから、効果というのであれば、ガイドラインをつくるのであれば、現行水準を下回らないような、しっかりとそれを担保できるような効果をこのガイドラインによってつくるべきだということを強く指摘しておきたいと思っております。そのために、先ほど来御指摘ありますように、ガイドラインをつくるメンバーですね。今、特許小委員会の議論を見ますと、たしか労働

者側は一人で、企業は、中小企業を含めまして五名も入っている。経営者ですね。ですから、あとは学識経験者とかいろいろありますけれども、こういうメンバーでやっていたら、やはり労働者の声というのは反映されないというふうに思っています。

そして、ちよつときよは審議会そのものの展開についても御紹介したいと思ひまして、資料をお配りさせていただいておるんです。実は、この委員会、非常におもしろいというか、奇妙な経過をたどっていると思っております。といいますのは、配付資料一を見ていただきますと、これは、特許制度小委員会が二〇一四年三月から議論を始めまして、一回目から六回目まで議論をされて、それを受けて七回目に出された、日付としては六月十八日の資料なんです。

これまでの議論の整理ということで、よくやる中間整理みたいなものなんです。要するに、これまでの議論の整理ですから、これまでの議論の到達点をまとめたものだということなんです。黄色いところを見ていただきますと、右の方ですね、ちよつと字が小さくて恐縮ですが、  
「今後の検討の方向性」ということで、仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、全ての使用者等について一律に従業者帰属を使用者帰属に変更する必要があると認められるほどの事情の変更がないのは、平成十六年以降に生じているとまでは説明されていないのではないかと。これは別に事務局の方針でもありませんし、一つのまとめでしようからあれですけども、ただ、要するに、事情変更が認められていない、説明されていない、こういうことをはっきり言っているんです。

もうちよつとかがみ砕いて、そのときの審議も紹介させていただきますと、こういうふうにおっしゃるその説明、事情変更が必要だ、産業界がおっしゃるからそういう説明をしてくれとお願いをしていただけたわけですが、そのところは定量的な

ものは産業界からお示しただけなかつた、こういうことなんですね。ですから、抜本的原則論を変えるところまでは説明されていないのではな

い、こういう認識のもとにこういうまとめがされたというふうな説明をされております。

その上で、当時の室長でなければ、配付資料の二の方へ行つていただきますと、こういう認識を語られているんですね。二五回目から六回目的

間には私も法制的な検討を随分進めました。その過程の中で、やはり現行法が従業員帰属となつて

いることの重みを私どもとして十分に理解しました。こういう発言であります。重みということ

で、なかなか名言だと思つていただけます、当時、非常に重要な認識に到達していただくと私は思つ

ています。感ぜられませんか。

○宮沢国務大臣 私も今、配付資料を初めて拝見したわけですが、ここに至る議論をつまびらかに存じ上げて

まして、その裏返しとして、そういうものが定め

ていなければ従業員に帰属するというのも、もとの法律と同じことになつてくる。そして、中小企

業とかまた大学といったところから、やはり自分自身に帰属するよりは従業員に帰属する道を残し

ておいてほしいというふうな議論があつたという

ふうには聞いておられますので、そういうことがここに書かれて

いるのかと思つて聞いておりました。

○藤野委員 やはりこれはちょっと、非常に議論

として珍しいといひますか、不思議な経過だと思

うんです。もう少しだけ紹介させていただきますと、この中間取りまとめといひますかこれまでの整理とい

うものが出された後に開かれた審議会を読みますと、いわゆる企業が、先ほど言った五名の方から驚きの声、ちよつと紹介しますと、五回目から六

回目から七つと変わったという印象を我々は受けて

いる、非常に奇異に感じるといひますか、ご

ろつと方向が変わつていられるとか、こういう感じ

なんでしょう。びっくりされていられる。要するに、今までの議論と違つていられるかというふうな感じの議

論がこれを出されたときにやられていられるわけですね。

しかし同時に、この整理が六月十八日に出されて

いるんですが、この後、定例なのか何なのか、人事異動があつて

制度室長がかわりまして、その次に開かれるのは

六月からちよつと飛んで九月になるわけですが、

九月には、また全然、もどおりといひますか、

いわゆる従業員帰属ではなくて会社帰属の案が事務局の

これまたオプショントして出されるという経過をたどる

んです。そのときには、今度は経営者側じゃなくて労働者側が

どういふ言ひ方をしているんです。前回、この小委員会

で確認した内容、つまりこれで

すね、前回、この小委員会

で確認した内容と全く

違つた方向だ、一定の場合

という制度設計を明らかに否定するものだ、

こういう認識なんです。

ですから、あくまで事務局

が出した案なんですよ。それ

をめぐつて委員が、メンバー

が、ごろつと変わったとか、

がらつと変わったとか、前回と全く違つたとか、

こういう議論をしているという

こと自体が、やはり私は非常

に思つておられます。おかし

いと思つておられます。それ

までの認識をがらつと変えて

いくわけですね。産業界の意

向という指摘が先ほどからあ

ると思つておられます。しか

し、私は、それ以上に大きい

のは、やはり安倍政権の姿勢

だと思つておられます。

○宮沢国務大臣 藤野委員のお話を聞いてい

るんですが、恐らく、全体を

読んでみると自然の成り行き

だつたのではないのかと思つ

ておられます。

○藤野委員 いや、全体を読めば

読むほど不自然なんです。ですから、

そういう意味で紹介したん

ですけれども、やはり私、こ

れは特許制度そのものにか

かわる問題じゃないかと思

ひます。といいますのは、先

ほど紹介されておりましたけれども、

私も重要だと思つておられ

たのは、会社の経営者と社

員が目的を共有し、協働す

るときに生み出すことができ

る、これは私もそういう認

識でいられるわけですね。し

かし、こういうやり方で、

発明者の方は納得できる

のか、従業員はこれで納得

できるのか、本當の意味で

共有や協働ということなん

です。○宮沢国務大臣

先ほどから、これまでの職

務発明に対する相当な対価

、相当な利益のレベル以上

のものをお話する、この

お話を時々御質問の中で

出しておりましたけれども、

それ、対価であり、利益

であり、それぞれの会社

ごとに恐らく、相違つて

いるんだらうと思つてお

られます。○藤野委員

それ、それを、それまでの

水準以上のものといつても、

なかなか正直難しい話を

されているなと思つて聞

いておられます。

した。

今回の改正は、まさにガイドラインにすぎないとおっしゃいましたけれども、相当な利益を決めるプロセスといったものをつかりガイドラインという形で明示をして、従業員の声をちゃんと聞けというようなことを書くことによって、まさに相当な利益が合理的になるような方向の制度を入れる。

これがガイドラインにすぎないとおっしゃれば、そのとおりでありますけれども、ここで書くことによって、間違いなく幾つかの訴訟は今後も起こってくる、その過程において、このガイドラインのとおりに行っていたのかどうか、これ以上のことを行っていたのか、ともかくこのガイドラインに問題のないプロセスを経たのかどうかというものは、恐らく法廷における判断の大変大きな要素になるといった意味では大きなものだと思います。相当な利益、相当な対価といったものが研究者にもたらされるための契機になる法改正だと思っております。

○藤野委員 私がお聞きしたのは、その前にですけれども、私は別に今の現行水準以上のものを出すべきだとは言っていないんです。そういうことは言っておりません。相当の対価と言われる今のものと同等水準のもの、現行水準を切り下げるようなものになってはいけません、こういう質問なので、以上とは言っておりません。

その上でですけれども、私の質問は、要するに、こうしたやり方で、ある意味、審議会の委員が、ごろつと変わったとか、聞いていないとか認められない、こういうプロセスを経て決まったものが従業員側に納得が得られるのかということなんです。すぐれた職務発明というのは双方がやはりそれぞれの役割を果たさないとだめなんじゃないか、それが職務発明の普通の発明と違うところじゃないかということなので、その点についても一度御認識をお願いします。

○宮沢国務大臣 ガイドラインにおきまして、従業員との協議を行わなければいけないとか、ま

た、相当の利益の内容について従業員からの意見を聴取する、こういうことを定める予定でございまして、そういう手続をしっかりとやることによつて、現行法より従業員、研究者の意見が反映されやすいものになるということは、私は間違いないと思っております。

○藤野委員 私は逆に、現行法よりも、会社帰属になることによつてやはり発明者の方にとっては不都合な例がふえてくるということを懸念せざるを得ないと思えます。

最後にありますけれども、冒頭言いましたけれども、やはり二十九条を初めとする特許法全体としては原始発明者帰属なわけで、この原則に照らせば、これから考えられる報奨の水準の決定とか、そういったことについて企業が好き勝手することは許されないということ強く指摘して、質問を終わります。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。

きょう最後の質問をさせていただきます。本改正案では、職務発明に係る権利の法人帰属に当たっては、その旨をあらかじめ勤務規則等で定めているということが要件となつて法人帰属をさせるということになっていきます。

本日もいろいろ議論がなされましたけれども、やはり使用者と従業員という、力関係においては非常に差がある。まして、従業員、これはほとんど大企業の場合でしょうけれども、大企業に入つた時点でもう企業の側では規則等々も定まっているわけですね。そこに新たに入つていって、いや、これは困るとか、これはあだだという苦情を最初から言つていく人もいないでしょうし、なかなか力関係でその辺の公平性というのを保つのが難しいんじゃないかと思えますけれども、本改正案でどのような配慮がされているのか、お聞きしたいと思います。

○関大臣政務官 従業員の利益を保護していくこと、これは非常に大事なことだと思っております。

発明者に対しますインセンティブ付与の決定をしていきます、その手続についてガイドラインの策定を法定化するわけでございますが、そのインセンティブ決定手続におきまして、発明者たる従業員のみならずからの意見を伝える機会が与えられる。この意見を伝える機会が与えられるというところに、発明をした場合に受け取るインセンティブをあらかじめ把握できるようにするので、そこで納得感が従業員の方に得られるだろうということも期待しておりますし、そういう方法をとります。従業員は利益を保護して、また発明の奨励につなげていきたいと考えております。

○野間委員 とにかく、本改正案も、発明の奨励、知財の発展ということが目的でありますから、

相当の利益を判断するためのガイドライン、指針をこれからつくるということなんですけれども、きょうの議論も聞いて、ガイドラインというのは、何かある種のブラックボックスのようになつていて、とにかく何でもかんでもそこで最後、結論が出るんだという感じがいたしますけれども、このガイドラインというのは、どんなような審議機関、メンバー、プロセス、期間を経て、その公平性が担保されるものがきちつと出てくるのかということをお聞きしたいと思います。

○伊藤政府参考人 ガイドラインにつきまして、法案三十五条六項にも規定がございまして、産業構造審議会の意見を聞くことになっておりますので、その場で、労働界、産業界、あるいは研究者、さまざまな立場の人の意見を聞いて策定することとさせていただきます。その後、大臣が定める指針として、告示で公表することを想定させていただきます。

法律を成立いただきますれば、一年以内にはガイドラインを制定したいというふうに思っておりますけれども、その委員会などで検討するに先立ちまして、さまざまな調査とか具体的な事例について、いろいろなヒアリングなどをかけながら、できるだけ情報公開して、適切なものをつくつて

いきたいというふうに思っております。

○野間委員 最終的には経済産業大臣が決めるということでありまして、ぜひとも使用者、従業員の公平なガイドラインが出るよう、大臣からも最後に決意を伺いたいと思えます。

○宮沢国務大臣 企業の方も、特別変わった企業があるのかもしれませんが、一般的には、職務発明について相当な対価を出すということは当然考えているわけで、そうでなければいい研究者が来ないという状況であります。

そういう中で、まさに企業であり、また従業員、特に、例えば組合ということになる、恐らく組合の方から聞かざるを得ないんだと思うんですけども、例えば、二百億も一人に払うなんていう話が出てきたとすると、組合としても、これは困るな、俺に来る給料はどこに行っちゃうんだ、こういう話が出てくるような話も恐らくあつて、組合の方も含め、また、それこそそういう研究に携わっている方の御意見もよく聞いた上で、しっかりと、まさに相当な利益が許容されるということが決まるようなプロセスを提言していきたいと思っております。

○野間委員 ありがとうございます。終わります。

○江田委員長 次回は、来る二十九日金曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時八分散会

平成26年6月18日

第7回特許制度小委員会 資料1

平成26年6月18日

第7回特許制度小委員会 資料1

これまでの議論の整理(案)

1 職務発明制度を巡る近年の環境変化

<職務発明制度を巡る近年の環境変化>

- 我が国企業の研究開発活動は、組織的かつ資本集約的に行われ、また、その形態も、異業種企業や大学等の研究機関との共同研究など多様化している中、研究成果としての発明は、社内外の多数の研究者、研究補助者、技術者等の共同作業で創出される傾向にあり、より革新的な発明を生み出すためには、発明者を始めとする関係者の意欲の維持・向上が重要である。
- 一製品多特許化、特許の利用形態の多様化、現存特許権数の急増や外国の特許を受ける権利について特許法第35条を類推適用すると判示した最高裁判決などの影響により、企業における相当の対価の算定に係るコストや困難性が増大している。
- 「オープン・クローズ戦略」など、企業における知的財産戦略が多様化する中、企業は、各職務発明について、特許権として権利化するか、又は、営業秘密として秘匿化するという判断を製品・役務の経営戦略の中で迅速・的確に行う必要がある。
- 優れた発明が生み出されるためには、発明者たる従業者等と使用者等の双方にとって発明へのインセンティブが与えられることが重要である。

<今後の検討の方向性>

- 以上を踏まえれば、
- 研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化を共に実現するべく、職務発明制度の見直し自体が必要と考えられるのではないかと。

2 特許を受ける権利の帰属について

<これまでの議論について>

- 近年、雇用が流動化し、研究者の転職等を通じた技術流出の問題が生じていると指摘されている。従業者帰属を前提とする現行制度の下では、使用者等が特許を受ける権利を予約承継していた場合であっても、使用者等以外の第三者に権利が二重に承継され、当該第三者が先に出願をした場合には使用者等が権利を取得できないといういわゆる二重譲渡問題(特許法第34条第1項参照)が生じ得る。
- 企業や大学等の研究機関との共同研究など、発明が社内外の多数の研究者、研究補助者、技術者等の共同作業で創出される傾向にあるところ、現行制度の下では、他社との共同研究の場合において、自社の発明者から自社へ権利を承継するときでも他社の発明者が同意しな

れば権利承継ができないという使用者等への権利帰属の不安定性の問題(特許法第33条第3項参照)があり、これらの問題を解決するためには、使用者帰属とすべきとの指摘がある。

- 二重譲渡問題や使用者等への権利帰属の不安定性の問題については、使用者帰属に制度を変更しないと解決できない問題であるのか、それとも、従業者帰属を前提とする現行特許法につき一定の手直しをすることで、対応が可能か否かを検討すべきではないか。仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、現行制度を抜本的に修正して、例外なく一律に使用者帰属に変更するまでの事情の変化は説明されていないのではないかと。
- 大学には、企業と比較した場合に自ら事業化を行うことはそれほど多くはないこと、組織的な指示ではなく大学教員個人の発意に基づいて職務発明が生み出されるケースが一般的であることなどの特有の事情があるため、使用者帰属なのかそれとも従業者帰属なのかにつき、大学の実情に応じた弾力的運用を可能とすることが必要である。

<今後の検討の方向性>

- 以上を踏まえれば、
- オープン・クローズ戦略といった多様な知的財産戦略を使用者等が迅速・的確に実行するためには、**一定の場合には、例えば、従業者帰属を使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないかと。**
  - 仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、全ての使用者等について一律に従業者帰属を使用者帰属に変更する必要があると認められるほどの事情の変化が、平成16年以降に生じているとまでは説明されていないのではないかと。**

3 従業者等の発明へのインセンティブの確保について

<これまでの議論について>

- 優れた発明が生み出されるためには、使用者等のインセンティブと共に従業者等のインセンティブが確保されることが重要である。
- 平成16年の職務発明制度の見直しにより、使用者等にとって対価額の予測可能性を高めるとともに、従業者等の発明評価に対する納得感を高める法制度へと改正されたが、産業界等からは、依然として訴訟リスクのある予見性の低い制度であるとの指摘がある。
- 今回の職務発明制度の見直しは、総体として発明者たる従業者等に与えられている利益の切り下げを目的としないことを確認する必要がある。国が研究者へのインセンティブを切り下げるとのメッセージ発信にならないよう留意すべきではないかと。
- 現行法における特許を受ける権利の承継に対する法定対価請求権や、また、使用者帰属とした場合でも、例えば、発明者の職務発明に係る知的労力への報いとしての法定請求権や、イ

平成26年6月18日(水)

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

## 産業構造審議会知的財産分科会

## 第7回特許制度小委員会

## 議事録

特許庁

究者という人もいるから、そういう場合は例外にしましょうとか、そういう意味では何かカチッと一つの制度で例外を許さないということではなく、どちらの立場に立っても、違う立場を認めよう。それは政策的には許容されるのではないかということで、たしか前回の一番最後の締め括りでも、そこは理解としては、特許を受ける権利の帰属については、政策判断によって使用者に帰属させることも可能であるという点は確認できた。弾力的な運用についても、程度の差はあれど異論はなかったというところにたどり着いておると思っています。

これが6回目の終わりです。5回目まではそういうことだということでありましたが、5回目から6回目の間には私ども法制的な検討を随分進めました。その過程の中で、やはり現行法が従業者帰属となっていることの重みを私どもとして十分に理解しました。その理解が非常に遅かったのではないかともしりは甘んじて受けたいと思います。

○萩原委員 続けてですが、その上で具体的な意見というか御指摘をしておきたいと思うのですが、そういう議論の進み方をしたという前提の上で、今日の資料1でございますが、1ページ目の2番の「特許を受ける権利の帰属について」ということで、先ほど御指摘があったように、1つ目と2つ目のボツは二重譲渡の問題と権利の帰属の脆弱性の問題が出ている。それは議論されたとおりでと思います。

次のページに行きまして、その上で3つ目に、一律に法人帰属、使用者帰属にする必要性はないのではないかという話になってきていることを考えますと、その下の「今後の検討の方向性」のところですけれども、以上を踏まえればですが、1つ目のボツですが、「オープン・クローズ戦略といった多様な知的財産戦略を使用者等が迅速・的確に実行するためには、一定の場合には、例えば」という文言がついた上で、「従業者帰属を使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないか。」とありますが、この1つ目のボツのところについては、脆弱性の問題と二重帰属の問題を解決する意味においては、この「一定の場合には、例えば」という文言が不要なのではないかと思えます。

2つ目のボツに、全ての法人企業に一律に与える必要性はないのではないかという、対応したその方向性が書いてあるのですから、1つ目は法人帰属のあり方というのか、法人帰属という考え方がありますねというのを1つ出していただいて、2つ目に、必要であれば一定の場合には認めるという、どちらでも柔軟性という形で書いていただいたほうが、私は議論の成り行きからして妥当ではないかと思っています。

○山田制度審議室長 御発言の2点目のほうは私はよく理解できなかったのですが、1点、